令和5年度「ひょうご子育て応援の店」 ホームページ及び パスポート発行システムリニューアル事業 仕様書

兵庫県 県民生活部男女青少年課

1. 事業目的

兵庫県では、子育て世帯を社会全体で応援する取組として、店舗等が子育て 世帯を対象に料金の割引など、各種サービスを行う「ひょうご子育て応援の店」 事業を推進している。

子育てに優しい社会づくりに理解を示す協賛店舗の拡大と、子育て世帯の「子育て支援パスポート」利用促進のため、ひょうご子育て応援の店ホームページ及びパスポート発行システム等をリニューアルする。

2. 事業内容

(1) 利用者画面リニューアル方針

ア マルチデバイスに対応した、画面表示の最適化システムを導入 スマホやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスにおいて情報を スムーズに取得できるよう、デバイスに応じてホームページの表示を最適 化する仕組みを取り入れる。

イ 協賛店舗の一覧表示とマップ機能の連携

会員の協賛店舗利用促進のため、ホームページ内の協賛店舗検索結果画面に会員の現在地及び協賛店舗の位置、サービス内容を表示するマップ機能を導入する。

ウ 協賛店舗で特典利用時の確認方法を追加

会員が特典を利用する際に、店舗がどのように確認するか(子ども同伴を目視、パスポートの提示のみ等)をホームページの協賛店舗情報ページに掲示する。

(2) 管理者画面リニューアル方針

ア 県の担当者による随時修正・更新を可能とする CMS 機能を導入 最新の情報をホームページで発信するため、県の担当者の操作によって コンテンツの更新、管理等の作業ができるようにする。

イ 会員の利用制限機能の自動化を導入

会員の末子の生年月日に基づき、自動的にパスポート利用期限がかけられ、期限を超過すると管理者画面の登録者一覧から該当会員が削除される機能を導入する。

ウ アクセス解析機能の追加

管理者がアクセスログを簡単に解析できる機能を導入する。

(3) サーバ移管・現データの移行

H28 年度から使用しているサーバが耐用年数を過ぎたため、移管が必要であり、現データは新サーバに移行させる。

3. サイトマップ

下記に示すサイトマップは現行ホームページの内容であり、原則として現行システム・機能を保持しつつ、2. 事業内容で示した新機能を加えるリニューアル事業を行う。

(1)利用者画面

サイトページ	内容・機能
トップページ	・「ひょうご子育て応援の店」紹介文 ・新規店舗登録情報の通知 ・協賛店舗の検索機能 等
パスポート会員登録方法	・スマートフォン、パソコン、往復はがきでの会員登録申し込み方法 ・会員登録に関する注意事項等
協賛店舗一覧	・「ひょうご子育て応援の店」協賛店舗 一覧 ・各協賛店舗の情報(所在地/連絡先/ ホームページ/特典内容) 等
よくある質問	・会員(登録について/パスポートの使用範囲について/パスポート画像の再表示について)、協賛店舗それぞれからのよくある質問と、その回答等
協賛店舗登録	・協賛店舗登録用のフォーム 等

(2) 管理者画面

機能	内容
登録者一覧	会員の登録情報一覧表示
	・会員の絞り込み検索機能(名前/市町/年
	代)
	・CSV ダウンロード機能 等
利用者内訳	・キャリア別会員数の表示
	・キャリア別ログインクリック数の表示 等
登録企業	・登録企業の一覧表示
	• 協賛店舗新規登録、解除機能
	・CSV アップロード機能 等
メール送信	・会員への新規登録店舗情報等の、メール一括
	送信機能 等
バナー管理	・利用者画面下に表示するバナーの登録、削除
	等の管理 等
その他	登録者総数表示
	・ログイン画面アクセス数表示
	・利用者画面のフォームからの新規協賛店舗
	の登録通知及び登録承認機能 等

4. システムの運用基盤要件

- ア ソフトのあるべき品質や完全性の欠陥を含め、不具合が生じた場合は その都度迅速に復旧させること。
- イ 障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。 (休日の緊急時も 含む。)
- ウ バージョンアップに関する情報提供を行い、必要に応じて実施する こと。
- エ VPS サーバを確保し、十分な通信環境ならびに円滑なシステムの運営に必要な容量等を確保すること。
- オ 不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置がとられたシステムであること。
- カ 原則として、24時間365日利用可能であること。
- キ 安価で効率的な運用を可能とする ASP、SaaS 方式のシステムであること。
- ク 本システムの稼働開始後、毎月1回、県に対し運用と保守の状況を報告す

ること。

ケ 個人情報の収集データは、Web サーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。

5. スケジュール

11 月	業者決定
11月~	ホームページ・システム構築及び稼働テスト
構築完了日~令和6年3月末	保守
令和6年4月1日~	運用開始

6. 納品成果物

実施計画書	実施体制、実施方法、準備作業の計画等をまとめたもの
7 = 7 . 7	
システム仕様書	システム構築の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの
テスト計画書	稼働テストの計画をまとめたもの
テスト結果報告書	稼働テストの成績をまとめたもの
	(事前にテスト項目について発注者の了承を受け、その内
	容に基づく結果報告書を提示すること。)
操作説明書	管理者の操作説明や、その他本サービス利用者のために必
(管理者向け、利用者向け)	要な操作説明をまとめたもの
設計書	基本設計書、画面遷移図、DB設計書、詳細設計書一式(既
	存 ASP サービス等の場合は、機能一覧等の資料での代替も
	可)
サーバ等環境説明書	サーバのネットワークやセキュリティ、運用管理、ファシ
	リティ等についてまとめたもの
進行管理表	本事業の進行管理をまとめたもの
課題管理表	本事業の課題をまとめたもの
議事録	提出後の実施計画や実施体制を変更する場合、打ち合わせ
	内容をまとめたもの
事業管理用報告書	本事業を実施し、完了したことをまとめたもの
その他	本事業で生じた資料のうち発注者が指示する資料一式

※納品成果物の詳細ついては、業者決定後別途協議を行う。

7. 著作権等

(1) 本事業により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権 は兵庫県に帰属し、兵庫県は加工及び二次利用が可能とする。

(2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な 権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラ ブルが生じた場合、受託者が更新作業を行うこと。

8. 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。
- (2) 検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、受託者が更新作業を行うこと。

9. 契約に関する条件等

(1)契約金額について

本事業の契約金額には、システムの構築に関わる一切の経費を含むものとする。(委託期間中の保守・運用に係る経費含む。)

(2) 再委託等について

本事業の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに事業遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本事業の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う事業の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の事業を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した事業に伴う承認を得た第三者 の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

10. その他

- (1) 当契約により入手し、蓄積したデータ類は、リース終了後、すべて兵庫県に帰属するものとする。
- (2) 当該事業におけるセキュリティ対策のため、兵庫県が定める「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を遵守するものとし、同方針に違反し、県に損害を与えた場合は損害賠償を請求することがある。なお、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」は契約締結時に提供する。

- (4) ウェブサイトのセキュリティ向上のため、次の対策を講じた上で稼働させること。
 - ア HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。
 - イ 常時 SSL 化に対応すること。
 - ウ 管理ページには接続元 IP アドレス制限をすること。
 - エ 最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - オ バージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチ の適用や配布について、システムの運用に支障がないよう実施すること。
 - カーサーバのウィルス対策や必要に応じたウィルスチェックができること。
 - キ サーバ上のファイル等の改ざんへの対策が講じられていること。
 - ク管理者のアクセスログを保存すること。
- (4) 県によるセキュリティ監査(Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数の ソフトウェアによるセキュリティチェック)を受け、これに合格すること。 なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い、 脆弱性が解消された旨、県の承認を得る必要があるので、留意すること。
- (5) サイト閉鎖後も一定期間(最低1年間)はドメインを保有し、廃止の1カ 月間前には県に報告すること。
- (6) 本仕様書は、事業内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、目的の達成及び事業の性質上必要となる事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、事業遂行にあたること。
- (7) 上記のほか、詳細については、契約後当課と協議して定める。